

## 予定価格の事後公表の試行に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、琴浦町が発注する建設工事（建築工事は除く。以下「工事」という。）の予定価格の公表時期と落札率等との関係について検証するために予定価格の事後公表を試行することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 事前公表工事 入札の執行前に予定価格を公表する工事をいう。
- (2) 事後公表工事 入札の執行後に予定価格を公表する工事をいう。
- (3) 落札率等調査 事前公表工事と事後公表工事の落札率等の比較を行うことをいう。
- (4) 不落札入札 再度の入札に付した結果、落札者がなく不落札とした入札をいう。

(工事の対象)

第3条 対象とする事後公表工事は、競争入札に係るすべての工事とする。ただし、予定価格 130 万円未満の工事については、対象としない。

(工事の決定)

第4条 事後公表工事は、前条の対象工事のうち琴浦町建設工事等指名競争入札指名業者選定要綱（平成 19 年訓令第 34 号）第 3 条に規定する指名審査委員会（以下「審査会」という。）で決定した工事とする。

(工事の件数)

第5条 事後公表工事は、年度末までに 10 件程度とする。

(工事の公表)

第6条 事後公表工事は、その旨を琴浦町建設工事執行規則（平成 16 年琴浦町規則第 132 号）第 18 条第 2 項に規定する通知に記載するとともに、町ホームページに掲載する。

(予定価格の公表時期)

第7条 事後公表工事は、落札後速やかに予定価格を入札参加者に伝達するとともに、落札日の翌日に町ホームページに掲載する。

(落札率等調査の検証)

第8条 事後公表工事と工種、時期、金額等が類似する事前公表工事の比較を行い、審査会で検証する。

(試行期間)

第9条 前条の検証結果に基づき、次年度以降継続するか否かを審査会で決定する。

(違算等があった場合の取扱い)

第10条 事後公表工事で、予定価格等の積算に係る誤りがあった場合の取扱いについては、発注者と受注者が誠意を持って協議を行い、必要に応じて変更契約等の措置を講じる。

(不落札入札の取扱い)

第11条 事後公表工事で不落札入札があった場合は、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 入札額と予定価格の差額が 10 パーセント未満の場合は、最低入札者と随意契約の協議を行い、協議が整ったものは契約する。協議が整わない場合は、(2) の差額 10 パーセント以上の場合と同じ扱いとする。この場合、最低入札者は予定価格を第三者に漏らしてはならない。

- (2) 入札額と予定価格の差額が 10 パーセント以上の場合は、再入札とする。この場合、予定価格の再計算を行い、予定価格の違算があった場合は、予定価格を変更し指名業者を替えずに再入札を行う。予定価格の違算がなかった場合は、指名業者を替えて再入札を行う。

附 則

この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。